

第62回

定時株主総会

招集ご通知

日時

2026年9月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時予定）

場所

宮崎県都城市松元町3街区20号
ホテル中山荘

CONTENTS

第62回定時株主総会招集ご通知…………… 1

株主総会参考書類 …………… 3

事業報告 …………… 6

計算書類 …………… 20

監査報告書 …………… 34

決議事項

- 第1号議案

剰余金の処分の件
- 第2号議案

取締役6名選任の件

議決権行使期限

2026年9月24日（木曜日）
午後6時00分まで

(証券コード 7636)
2026年9月2日
(電子提供措置の開始日2026年9月1日)

株 主 各 位

宮崎県都城市吉尾町2080番地
株式会社 ハンズマン
代表取締役社長 大 園 誠 司

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第62回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】 <https://www.handsman.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

つきましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年9月24日（木曜日）午後6時00分までに到着するようご送付のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時予定）
2. 場 所 宮崎県都城市松元町3街区20号 ホテル 中山荘
3. 会議の目的事項
報告事項 第62期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

- ~~~~~
- (注) 1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する配当額の決定を経営上の重要課題の一つと位置づけており、その決定に当たっては業績と配当性向等を勘案し、安定配当を継続することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績及び既存店改装等の設備投資に備えた内部留保の充実など経営環境を総合的に勘案し、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金30円00銭 総額412,788,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年9月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもちまして現任取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	おおぞの せいじ 大 園 誠 司 (1969年2月5日生)	1995年4月 当社入社 1995年9月 当社専務取締役 1996年2月 当社専務取締役新名爪店長 1996年10月 当社専務取締役新名爪店長兼加納店長 1997年3月 当社専務取締役経営企画室長 1999年5月 当社専務取締役経営企画室長兼内部監査室長 2006年7月 当社代表取締役社長兼内部監査室長（現任）	420,870株
2	おおぞの まさただ 大 園 正 忠 (1970年12月11日生)	1994年8月 当社入社 1999年11月 当社商品部長 2004年9月 当社取締役商品部長 2008年5月 当社取締役商品部長兼店舗運営部長 2010年9月 当社常務取締役商品部長兼店舗運営部長 2010年11月 当社常務取締役店舗運営部長 2012年7月 当社常務取締役店舗運営部長兼総務部長兼人事部長 2013年2月 当社常務取締役商品部長兼総務部長兼人事部長 2013年8月 当社常務取締役商品部長兼人事部長 2015年2月 当社常務取締役人事部長 2015年7月 当社専務取締役開発部長兼人事部長 2017年7月 当社専務取締役商品部長兼開発部長兼人事部長 2018年3月 当社専務取締役商品部長兼開発部長 2018年8月 当社専務取締役商品部長 2022年8月 当社専務取締役 2025年3月 当社専務取締役人事部長（現任）	261,322株
3	たがみ ひでき 田 上 秀 樹 (1971年9月20日生)	2011年7月 当社入社 2012年7月 当社経営企画室長兼経理部長 2013年9月 当社取締役経営企画室長兼経理部長 2016年7月 当社常務取締役経営企画室長兼経理部長（現任）	21,400株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	と だ か つ ひ さ 戸 田 勝 久 (1967年10月17日生)	2017年10月 当社入社 総務部次長 2018年 8 月 当社店舗開発部長兼総務部次長 2019年 9 月 当社取締役店舗開発部長兼総務部次長 2021年 7 月 当社取締役店舗開発部長兼総務部長 2023年 7 月 当社常務取締役総務部長兼店舗開発部長（現任）	5,900株
5	つ ち も ち ひ さ お 土 持 寿 翁 (1947年 3月25日生)	1969年 3 月 土持産業株式会社入社 1989年 3 月 同社代表取締役社長 2004年 9 月 当社取締役（現任） 2017年 7 月 土持産業株式会社代表取締役会長（現任）	30,100株
6	か の う あ き ら 加 納 昭 (1948年 5月19日生)	1967年 3 月 南日本酪農協同株式会社入社 2000年 3 月 同社取締役営業本部長 2002年 5 月 同社代表取締役社長 2017年 5 月 同社代表取締役会長 2019年 5 月 同社退任 2020年 9 月 当社取締役（現任）	0株

- (注) 1. 所有する当社の株式数は、2026年6月30日現在のものであります。
2. 取締役候補者土持寿翁氏が代表取締役会長を務める土持産業株式会社と当社には、商品仕入れの営業取引および不動産賃借取引があります。当社商品仕入高に対する当該会社との商品仕入れ取引額の割合は0.1%未満、また、当社売上高に対する当該会社との不動産賃借取引額の割合は0.1%未満となっております。
3. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者土持寿翁及び加納昭の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、土持寿翁及び加納昭の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 土持寿翁氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、同氏が土持産業株式会社の代表取締役を永年にわたり務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に適切な意見をいただいております、引き続き取締役会の意思決定に際し、客観的な視点での適切な指導と監督により、経営体制の強化を期待し再任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって22年となります。
6. 加納昭氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、同氏が南日本酪農協同株式会社にて代表取締役として経営に参画され、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に適切な意見をいただいております、引き続き取締役会の意思決定に際し、客観的な視点での適切な指導と監督により、経営体制の強化を期待し再任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告15ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容で更新を予定しております。

以 上

(当社は連結対象会社がないため連結計算書類は作成していません。)

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度(2025年7月1日～2026年6月30日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の継続により消費者の生活防衛意識が高まる中、中東情勢の影響などもあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社におきましては、取引先における商品の廃番や値上げが相次ぎ、一部の商品群では一時的な欠品が発生しましたが、代替商品の発掘や新たな仕入先の開拓を進め、品揃えの維持・拡充に努めてまいりました。また、DIYアドバイザーの資格取得に向けた研修会を積極的に開催し、資格取得者を大幅に増やすことで店舗におけるコンサルティング販売能力の向上を図るなど、より多くのお客様のお役に立てる店づくりに取り組んでまいりました。

これらの結果、当事業年度における全店ベースの来店客数は前期比100.3%、客単価は同100.7%となり、売上高は同101.0%の352億51百万円となりました。

利益につきましては、原材料価格の高止まりや円安の影響により仕入価格が上昇している一方、販売価格の引き上げを抑制していることにより、売上総利益率は前期比0.3ポイント低下し31.2%となりました。また、販売費及び一般管理費は減価償却費や水道光熱費の減少等により前期比99.5%となり、これらの結果、営業利益は同103.1%の12億74百万円、経常利益は同100.1%の15億29百万円、当期純利益は同102.8%の10億55百万円となりました。

(注) 当社は営業開始後13カ月経過した店舗を既存店、13カ月未満の店舗を新店と定義しており、当事業年度末においては全12店舗が既存店となることから、来店客数・客単価・売上高の各数値は全店(既存店)の数値となります。

部門別の業績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

部門別	第 61 期 (2025年6月期)		第62期 (当事業年度) (2026年6月期)		増 減 額	前 期 比
	金 額	構成比	金 額	構成比		
D I Y用品 ホビー・木製品、建材、手工具、 電動工具、金物、塗料、接着剤、 園芸資材、薬剤肥料・用土、植物、 エクステリア用品、石材	19,281	55.2%	19,170	54.4%	△111	99.4%
家庭用品 家庭用品、日用品、インテリア用 品、電気資材用品、収納用品、住 宅設備用品、季節用品	10,917	31.3%	11,153	31.6%	235	102.2%
カー・レジャー用品 カー用品、アウトドア用品、ペッ ト用品、文具	4,697	13.5%	4,928	14.0%	231	104.9%
合 計	34,896	100.0%	35,251	100.0%	355	101.0%

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は7億21百万円で、その主なものは店舗の設備改修や太陽光発電設備の導入等であります。

3. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 財産及び損益の状況

区 分	第 59 期 (2023年 6 月期)	第 60 期 (2024年 6 月期)	第 61 期 (2025年 6 月期)	第62期(当事業年度) (2026年 6 月期)
売 上 高 (百万円)	30,865	34,121	34,896	35,251
経 常 利 益 (百万円)	1,765	1,092	1,526	1,529
当 期 純 利 益 (百万円)	1,200	789	1,027	1,055
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	84円85銭	55円53銭	74円30銭	76円73銭
純 資 産 (百万円)	17,480	17,864	18,102	18,840
総 資 産 (百万円)	26,324	26,192	25,665	25,953

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

5. 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は、お客様・従業員・お取引先様・株主様をはじめ、すべてのステークホルダーの皆様にご喜んでいただけるよう企業価値を高めることにあります。そのために第63期に対処すべき課題と施策は以下のとおりです。

- ① お客様満足度の向上…お客様のご要望に沿った品揃えの拡充で商品力を高めると同時に、継続的な物価(仕入原価)の上昇や、取引先における商品の廃番に対応するため、仕入れルートの開拓や、代替商品の発掘を進め、既存商品の品揃えの維持と、リーズナブルな価格での商品提供に努める。また、従業員の商品知識向上のための研修会とDIY体験会を定期的かつ積極的に開催し、接客担当人員のコンサルティング販売能力を向上させる。
- ② 従業員満足度の向上…接客力・販売管理能力等、お客様にご喜んで頂くための能力を人事考課に反映し、継続的な年収の向上を実現すると同時に、従業員各人の年間休日数の増加や子育て支援制度の拡充など、働きやすさ改革を進め、ワークライフバランスの向上を図る。
- ③ 業務効率の改善…店舗運営業務を軸に、業務遂行内容の見直しと更なるデジタル化を図り、業務効率を改善させることで①及び②の推進力を向上させる。
- ④ 優良新規物件の開発…店舗開発においては今後の更なる成長に向け、大都市圏への出店を目指し、優良物件を厳選して準備を進める。

以上、対処すべき課題4点に取り組むことで業績を向上させ、お取引先様の業績拡大に貢献すると同時に、各種経営指標の更なる向上を図り、株主様の資産価値向上と利益還元を実現してまいります。また同時に、サステナビリティへの対応など、あらゆる社会問題への解決に向けた取り組みに注力することで地域社会に貢献し、企業価値を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 主要な事業内容

D I Y ホームセンター D I Y 関連用品の販売

7. 主要な事業所

本 部	宮崎県都城市		
店 舗	宮崎県	4 店舗	吉 尾 店 (都城市) 加 納 店 (宮崎市) 新 名 爪 店 (宮崎市) 柳 丸 店 (宮崎市) 国 分 店 (霧島市) 宇 宿 店 (鹿児島市) 画 図 店 (熊本市東区) 菊 陽 店 (菊池郡菊陽町) わ さ だ 店 (大分市) 大 野 城 店 (大野城市) く さ み 店 (北九州市小倉南区) 松 原 店 (松原市)
	鹿児島県	2 店舗	
	熊本県	2 店舗	
	大分県	1 店舗	
	福岡県	2 店舗	
	大阪府	1 店舗	

8. 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
179名	5名減	48.0歳	18.2年

(注) 上記従業員数には、地域限定正社員842名（期中平均人員、前期比19名減）、嘱託社員108名（期中平均人員、前期比1名増）及びパート・アルバイト117名（1日8時間換算期中平均人員、前期比16名減）は含まれておりません。

9. 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	1,060百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	860百万円

10. その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2026年6月30日時点）

- (1) 発行可能株式総数 30,984,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,509,800株（自己株式 750,200株）
- (3) 株 主 数 4,565名
- (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 ガ ー デ ン ビ ル	1,938,960株	14.09%
ハ ン ズ マ ン 社 員 持 株 会	1,491,542株	10.84%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 □)	890,000株	6.46%
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	687,000株	4.99%
大 蘭 誠 司	420,870株	3.05%
株 式 会 社 ラ イ フ 建 築 設 計 事 務 所	300,000株	2.18%
大 蘭 正 忠	261,322株	1.89%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	234,000株	1.70%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	234,000株	1.70%
大 蘭 征 洋	220,100株	1.59%

（注）持株比率は自己株式（750,200株）を控除して計算しております。また、当社所有自己株式につきましては、上記大株主から除いております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	大 藺 誠 司	内部監査室長
専 務 取 締 役	大 藺 正 忠	人事部長
常 務 取 締 役	田 上 秀 樹	経営企画室長兼経理部長
常 務 取 締 役	戸 田 勝 久	総務部長兼店舗開発部長
取 締 役	土 持 寿 翁	土持産業株式会社代表取締役会長
取 締 役	加 納 昭	
常 勤 監 査 役	曾 木 重 和	
監 査 役	島 津 久 友	島津山林株式会社代表取締役社長 株式会社宮崎銀行社外取締役（監査等委員）
監 査 役	永 野 修 一 郎	永野修一郎司法書士事務所代表
監 査 役	塩 月 光 夫	

- (注) 1. 取締役土持寿翁及び取締役加納昭の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役曾木重和、監査役島津久友、監査役永野修一郎及び監査役塩月光夫の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役土持寿翁、取締役加納昭、常勤監査役曾木重和、監査役島津久友、監査役永野修一郎及び監査役塩月光夫の各氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 当事業年度における取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 基本方針

当社の取締役の役員報酬は、固定報酬である月額報酬と毎期の実績に応じて支給される業績連動報酬（賞与）で構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位、職責、在任年数及び当社の業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、取締役会にて決議しております。また社外取締役の役員報酬は固定報酬である月額報酬のみで構成し、業績連動報酬（賞与）については支給しないこととしております。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月額の固定報酬とし、役位、職責、在任年数及び他社水準、当社の業績、社員給与とのバランス等を考慮しながら、これらを総合的に勘案して決定することとしております。

監査役の個人別の報酬等につきましては監査役の協議により決定しております。

ハ. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上にする意識を高めるため、その指標を最も客観的な指標である利益の実績値（営業利益12億74百万円・経常利益15億29百万円）の達成度合に応じた額を賞与として、毎年一定の時期に金銭により支給しております。目標利益の値は、前期末において策定した計画値（営業利益13億40百万円・経常利益16億10百万円）を使用しております。固定報酬と業績連動報酬の構成割合の目安は、85：15（目標とする指標を100%達成した場合）としております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額については、2008年9月26日開催の第44回定時株主総会において年額2億円以内（決議時の員数6名）と決議しております。

監査役の報酬限度額については、1996年9月2日開催の第32回定時株主総会において年額2千万円以内（決議時の員数1名）と決議しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額の具体的内容の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長（内部監査室長）大藺誠司が委任を受けるものとしております。この権限を委任した理由は、代表取締役社長は当社業務全体を総括し各個人ごとの業務内容に精通しており、業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適任であると考えられるためです。代表取締役社長は各個人との個別面談等を実施したうえで貢献度などを判断し、取締役会で決議された報酬方針による額をもとに最終決定しており、個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人員	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬
取締役（社外取締役を除く）	4名	164百万円	154百万円	10百万円
社外取締役	2名	3百万円	3百万円	—
社外監査役	4名	15百万円	14百万円	0百万円
合 計	10名	183百万円	172百万円	10百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外取締役土持寿翁氏の兼職先と当社との間には、商品仕入れの営業取引及び不動産賃借取引があります。

社外監査役島津久友氏及び社外監査役永野修一郎氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	土 持 寿 翁	当事業年度に12回開催した取締役会に11回出席され、議案審議及び会社経営等に関し、企業経営者としての経験、識見をもとに適切な意見及び客観的な視点での指導、監督をいただいております。
	加 納 昭	当事業年度に12回開催した取締役会すべてに出席され、議案審議及び会社経営等に関し、企業経営者としての経験、識見をもとに適切な意見及び客観的な視点での指導、監督をいただいております。

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	曾 木 重 和	常勤監査役として本部に常駐し、当事業年度に12回開催した取締役会及び8回開催した監査役会すべてに出席され、幅広い視野と経験をもとに適宜発言されております。
	島 津 久 友	当事業年度に12回開催した取締役会に11回及び8回開催した監査役会すべてに出席され、企業経営者としての経験、識見をもとに適宜発言されております。
	永 野 修一郎	当事業年度に12回開催した取締役会及び8回開催した監査役会すべてに出席され、司法書士としての経験、識見をもとに適宜発言されております。
	塩 月 光 夫	当事業年度に12回開催した取締役会及び8回開催した監査役会すべてに出席され、企業経営者としての経験、識見をもとに適宜発言されております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社取締役及び監査役を被保険者として、会社が保険料を全額負担し、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員として行った業務遂行に起因して、損害賠償請求がなされたことによって負担する損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を補填することとしております。会社役員の職務の適正性が損なわれないための措置として、被保険者の故意、犯罪行為、違法な利益供与等による損害賠償請求に対しては、補填の対象とされない旨の免責条項が付されております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	23百万円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期監査実績の分析・評価、新事業年度における監査計画などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の職務の遂行状況を総合的に勘案し、再任若しくは不再任の決定を行います。

Ⅲ. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の企業理念は「お客様第一主義」であり、ホームセンター事業を通して、「住まいと暮らしに関するお客様の要望をすべて満たす」ことを経営の基本方針としております。また、この使命を果たし、お客様に喜ばれることが当社の安定的な成長を実現し、株主、取引先、従業員を含むすべてのステークホルダーに喜ばれる企業価値の向上に資すると確信しております。

以上の企業理念のもと、当社取締役会は内部統制システムの基本方針について以下のよう
に定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業の存続・発展のためには法令及び定款遵守が責務であることを認識し、これを活動の規範とし、各部が主体となって各研修会で法令、定款及び社内諸規程研修を実施することとする。遵守状況の点検は、社長直轄の内部監査室が定期的実施する内部監査にて法令、定款及び社内諸規程に沿った適正、効率的な業務運営がなされているかの状況を監査し、その結果については社長、監査役及び関係部署へ報告する。業務運営上疑義が生じた場合には、顧問弁護士、顧問司法書士に相談・確認を行い、法令及び定款の遵守を優先し判断することとする。また、取締役及び監査役は定期的に店舗を巡回し、直接売場担当者からヒアリングを行い、営業現場の情報収集に努め、問題点や疑義のある事項については速やかに内部監査室長及び監査役会に報告することとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、意思決定機関としての取締役会及び経営会議の各会議体の議事録、職務権限規程に基づき決裁した稟議書及び職務遂行上の文書等はその内容を適正に記録し、法令及び社内の「文書管理規程」に基づき総務部が一括して定められた期間保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険の予防策として部署ごとに部署特有のリスクを想定し、各規程を設け、必要に応じ業務通達を発信し、規程及び業務通達の遵守と確認を内部監査室が担当し、遵守の徹底と予防を図ることとする。

また、新たに想定される業務上のリスクについては毎週開催の業務執行確認会議（月曜会：取締役、監査役及び部長出席）、その他突発的リスクについては月曜会メンバーを臨時招集し方針及び施策の検討を早急に行い、対策を実行することとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中長期ビジョンを掲げ当社の目指す方向を明示し、中期経営計画、単年度事業計画を策定し、取締役及び全従業員に周知徹底するとともに、経営計画の進捗状況及び課題確認の会議体として、業務執行確認会議（月曜会：毎週開催）と経営会議（月1回開催）を開催し、業務執行状況の確認と課題の解決方針を決定・確認し、職務遂行の迅速化と効率化を図ることとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を、監査役の要請に基づき業務補助を行うに必要な知識・能力を有することを確認し、監査役の同意を得たうえで人選し、その必要な期間だけ業務補助者を配置することとする。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人の監査役の職務を補助すべき期間の指揮命令権は監査役の専権事項とし、取締役の指揮命令は受けないこととする。

監査役の業務補助者が補助を行った期間の業務遂行能力等は監査役からフィードバックを受け、考課及び異動については、監査役の意見・同意を得ることとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人が、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び法令・定款違反に抵触又は抵触する恐れのある事項を認知した場合は、社長への報告と同時に監査役へも報告するものとする。

監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、社内において周知徹底する。

当社は、監査役と内部監査室との相互連絡体制構築は勿論のこと、監査役が会計監査人の会計監査等の報告を聞く機会及び意見を求める機会を作り、会計監査人との緊密な関係構築にも努めるものとする。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を確認するため取締役会のほか、経営会議、業務執行確認会議（月曜会）の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、業務通達、その他重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることとする。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行するために生ずる費用等の支払のため毎年一定額の予算を設けることとする。

- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図ることとし、内部統制委員会が継続的に評価方法の見直しを行い、内部統制の再構築に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力への対処については、警察等外部機関と緊密に連携し情報収集を行うとともに、従業員教育を定期的を実施し、反社会的勢力の威嚇に屈しない、関係を持たないことを徹底させ、反社会的勢力排除の体制の整備に努めるものとする。

2. 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの基本方針に基づき、各業務の適正性を確保するための取り組みを以下のとおり行っております。

- (1) 当社は、経営課題の把握と解決に向けての対応方針の決定さらには情報の共有化を図るため、各部部长、取締役、監査役全員が出席する経営会議を毎月開催するとともに、ここで決定した事項に対する業務執行状況の確認を行うための業務執行確認会議（月曜会）を同メンバーで毎週開催しております。
- (2) 内部監査室が実施する業務監査結果及び監査役が実施する監査役監査結果は内部監査室と監査役会の情報共有に留めず全取締役並びに各部の全部長がその情報を共有し、業務執行状況の不備・適正性の状況の把握と改善に努めております。
- (3) コンプライアンスに対する意識を高めるため、総務部、内部監査室が中心となり、管理職クラスの従業員に対し、内部統制システムの重要性に関する定期的な研修を行っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び持株比率は単位未満の端数を切り捨て、その他の比率は単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,163	流動負債	5,160
現金及び預金	1,370	買掛金	2,041
売掛金	656	短期借入金	1,000
商成品	7,837	1年内返済予定の長期借入金	599
貯蔵品	56	リース債務	41
前渡金	2	未払金	204
前払費用	127	未払費用	689
その他	112	未払法人税等	298
固定資産	15,789	預り金	28
有形固定資産	13,245	その他	256
建物	9,403	固定負債	1,952
構築物	657	長期借入金	535
車両運搬具	0	リース債務	324
工具、器具及び備品	616	資産除去債務	993
土地	2,197	その他	99
リース資産	332	負債合計	7,112
建設仮勘定	37	(純資産の部)	
無形固定資産	333	株主資本	18,735
借地権	290	資本金	1,057
ソフトウェア	35	資本剰余金	1,086
その他	6	資本準備金	1,086
投資その他の資産	2,210	利益剰余金	17,379
投資有価証券	212	利益準備金	23
長期前払費用	118	その他利益剰余金	17,355
繰延税金資産	264	別途積立金	500
投資不動産	745	繰越利益剰余金	16,855
その他	870	自己株式	△787
		評価・換算差額等	104
		その他有価証券評価差額金	104
		純資産合計	18,840
資産合計	25,953	負債及び純資産合計	25,953

損 益 計 算 書

(2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		35,251
売 上 原 価		24,245
売 上 総 利 益		11,006
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,731
営 業 利 益		1,274
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	4	
受 取 手 数 料	158	
投 資 不 動 産 賃 貸 料	124	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	67	354
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12	
投 資 不 動 産 賃 貸 費 用	42	
固 定 資 産 除 却 損	22	
災 害 に よ る 損 失	18	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	3	100
経 常 利 益		1,529
税 引 前 当 期 純 利 益		1,529
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	493	
法 人 税 等 調 整 額	△20	473
当 期 純 利 益		1,055

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・ 換算 差額等	純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証 券評価 差額金	
		資 本 準備金	利 益 準備金	そ の 他 利益剰余金					
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金				
2025年7月1日残高	1,057	1,086	23	500	16,212	△787	18,092	9	18,102
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当					△412		△412		△412
当 期 純 利 益					1,055		1,055		1,055
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								95	95
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	643	－	643	95	738
2026年6月30日残高	1,057	1,086	23	500	16,855	△787	18,735	104	18,840

個 別 注 記 表

(2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで)

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商 品…………… 売価還元原価法

(2) 貯 蔵 品…………… 最終仕入原価法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

定率法を採用しております。

ただし、1998年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8 ～ 38年

工具、器具及び備品 4 ～ 15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品の販売

当社は、DIY用品、家庭用品、カー・レジャー用品等の商品販売を行うホームセンター事業に従事しており、商品の引渡時点において総額で収益（売上高）を認識しております。店舗における商品販売については、引渡時点において、商品を顧客に移転することにより、履行義務が充足されます。また、販売における対価は履行義務の充足時点又は1年以内に受領しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有 形 固 定 資 産	
建 物	2,471百万円
土 地	1,641百万円
小 計	4,112百万円
投資その他の資産	
投資不動産	742百万円
小 計	742百万円
合 計	4,855百万円

(2) 上記に対応する債務

短 期 借 入 金	1,000百万円
1年内返済予定の長期借入金	480百万円
長 期 借 入 金	440百万円
合 計	1,920百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

建 物	7,928百万円
構 築 物	1,314百万円
車 両 運 搬 具	11百万円
工具、器具及び備品	2,809百万円
リ ー ス 資 産	272百万円
計	12,336百万円

4. 投資その他の資産の減価償却累計額

投資不動産	526百万円
-------	--------

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数	増 加 株 式 数	減 少 株 式 数	当事業年度末株式数
普通株式	14,509,800 株	－	－	14,509,800株
合 計	14,509,800 株	－	－	14,509,800株

3. 自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	増 加 株 式 数	減 少 株 式 数	当事業年度末株式数
普通株式 当社が所有する 自己株式	750,200 株	－	－	750,200株
合 計	750,200 株	－	－	750,200株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2025 年 9 月 26 日 定 時 株 主 総 会	普通株式	412百万円	30円00銭	2025 年 6 月 30 日	2025 年 9 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 配当金の総額 | 412百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1 株当たり配当額 | 30円00銭 |
| ④ 基準日 | 2026年 6 月 30 日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2026年 9 月 28 日 |

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	83百万円
未払事業税	22百万円
棚卸資産	69百万円
資産除去債務	310百万円
減価償却費	10百万円
その他	33百万円
繰延税金資産小計	531百万円
評価性引当額	△8百万円
繰延税金資産合計	522百万円

繰延税金負債

有形固定資産（資産除去費用）	210百万円
その他	47百万円
繰延税金負債合計	258百万円
繰延税金資産の純額	264百万円

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い預金等で運用し、運転資金（主に短期）及び新規出店等の設備資金（主に長期）は銀行等金融機関からの借入により調達しております。

営業債権である売掛金は、主にお客様がクレジットカード決済を行ったことによるものであり、信用度の高いクレジットカード会社を相手先とし、クレジットカード会社ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価を把握しております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日のものであります。

短期借入金 は運転資金に係るものであり、長期借入金 は設備投資に係るものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
其他有価証券	212	212	－
資産計	212	212	－
長期借入金（※2）	1,135	1,120	△15
負債計	1,135	1,120	△15

（※1）「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	212	—	—	212
資産計	212	—	—	212

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,120	—	1,120
負債計	—	1,120	—	1,120

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引くことによって算定しており、レベル2の時価に分類しています。

【資産除去債務に関する注記】

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から31年～38年と見積り、割引率は0.2%～3.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	728百万円
時の経過による調整額	12百万円
見積りの変更による増加	252百万円
期末残高	993百万円

4. 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。

この見積りの変更に伴い、資産除去債務は252百万円増加しております。なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

【賃貸等不動産に関する注記】

当社は宮崎県において、賃貸不動産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は81百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃貸不動産	753	△8	745	783

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じる収益	
DIY用品	19,170
家庭用品	11,153
カー・レジャー用品	4,928
計	35,251
外部顧客への売上高	35,251

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針】 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	651	656
契約負債	11	12

顧客との契約から生じた債権には、顧客が利用したクレジットカード決済により生じた売掛金が含まれております。

契約負債は、顧客から受領した手付金（前受金）及び当社が発行している商品券の未使用部分であります。なお、契約負債は、「流動負債」の「その他」に含めて計上しております。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

【1 株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	1,369円28銭
2. 1株当たり当期純利益	76円73銭

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月7日

株式会社ハンズマン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士
公認会計士

上田 知範
甲斐 貴志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハンズマンの2025年7月1日から2026年6月30日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

2026年8月31日

株式会社ハンズマン

代表取締役社長 大 園 誠 司 殿

株 式 会 社 ハ ン ズ マ ン 監 査 役 会

常勤監査役 曾 木 重 和 ⑤
(社外監査役)

社外監査役 島 津 久 友 ⑤

社外監査役 永 野 修 一 郎 ⑤

社外監査役 塩 月 光 夫 ⑤

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

● 会 場 ●

ホテル 中山荘

宮崎県都城市松元町 3 街区 20 号

電話 (0986) 23-3666

～ホテル中山荘 交通のご案内～

●宮崎空港より高速バスでお越しのお客様
(所要時間 宮崎空港より約55分)
宮崎空港より高速バス 3 番都城行き乗車
「西都城駅前バスセンター」バス停(終点)
下車徒歩 3 分

●JRでお越しのお客様
(所要時間 鹿児島中央駅より約1時間30分)
西都城駅下車徒歩 3 分
九州新幹線をご利用のお客様は、鹿児島
中央駅で日豊本線にお乗り換えください。

●お車でお越しのお客様
■鹿児島方面より
東九州自動車道 末吉財部ICより15分
■宮崎方面より
宮崎自動車道 都城ICより15分

